

(証券コード5161)

平成29年6月6日

株 主 各 位

広島市西区三篠町二丁目2番8号

**西川ゴム工業株式会社**

取締役社長 西 川 正 洋

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1. 日            | 時 | 平成29年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）   |
| 2. 場            | 所 | 広島市西区三篠町二丁目2番8号<br>西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第68期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告<br>および連結計算書類ならびに計算書類報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の第68期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |   |
| 第1号議案           |   | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案           |   | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           |   | 監査等委員でない取締役14名選任の件  |
| 第4号議案           |   | 監査等委員である取締役5名選任の件   |
| 第5号議案           |   | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件   |
| 第6号議案           |   | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件   |
| 第7号議案           |   | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件  |
| 第8号議案           |   | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件   |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  2. お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
  3. 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.nishikawa-rbr.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
    - ①事業報告の「会社の体制および方針」および「株式会社の支配に関する基本方針」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
  4. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.nishikawa-rbr.co.jp>) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1.剰余金の処分に関する事項

当期純損失の計上等により、繰越利益剰余金が欠損となりましたが、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 8,300,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 8,300,000,000円

### 2.期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続を基本としております。

第68期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金18円 総額 352,416,096円

(ご参考) 中間配当を含めた第68期の年間配当は、1株につき金36円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1.提案の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

- (1) 当社は従来から独立社外取締役の複数名選任および指名・報酬に関する諮問委員会の設置等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監査・監督機能をより強化するとともに、経営に関する意思決定の迅速化を目指し、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い次の変更を行うものであります。

- ①会社の機関に関する規定の変更、取締役および取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行います。
  - ②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することが可能となるよう、変更案第26条（取締役への委任）を新設いたします。
- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）の一部を削除いたします。
  - (3) 電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上、ならびに公告掲載のための費用を勘案し、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）の内容を変更いたします。
  - (4) 経営体制の機動的な構築を可能とするため、現行定款第15条（招集権者および議長）および現行定款第25条（取締役会の招集権者および議長）に所要の変更を行います。
  - (5) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、現行定款第41条（期末配当）および現行定款第42条（中間配当）を削除し、変更案第40条（剰余金の配当の基準日）を新設いたします。なお、本定款変更は株主提案権の排除を意図するものではありません。
  - (6) 会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当社での取り扱いを明確にするため、変更案第35条（会計監査人の選任）、同第36条（会計監査人の任期）および同第37条（会計監査人の報酬等）を新設いたします。
  - (7) その他、字句の修正および上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

## 2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の製造</li> <li>2. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の売買ならびに斡旋</li> <li>3. 各種のゴムおよび樹脂製品製造用機械の製造ならびに販売</li> <li>4. <u>食料品および日用雑貨品の製造ならびに販売</u></li> <li>5. <u>微生物検査用試薬および検査用機械の製造ならびに販売</u></li> <li>6. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の製造</li> <li>2. 各種のゴムおよび樹脂製品ならびにそれに関連する製品の売買ならびに斡旋</li> <li>3. 各種のゴムおよび樹脂製品製造用機械の製造ならびに販売</li> </ol> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、<u>株主総会</u>および<u>取締役</u>のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、<u>電子公告</u>とする。ただし、<u>電子公告</u>によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>第 7 条 (自己株式の取得)  <u>当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>第 15 条 (招集権者および議長)  株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第 16 条～第 19 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 7 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>第 14 条 (招集権者および議長)  株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>代表取締役がこれを招集し、議長</u>となる。</p> <p>②<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>③<u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 15 条～第 18 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（員数） 当社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p>第21条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②（条文省略） ③（条文省略） <span style="margin-left: 150px;">（新設）</span></p> <p><span style="margin-left: 150px;">（新設）</span></p> <p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><span style="margin-left: 150px;">（新設）</span></p> <p>②補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（員数） 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は<u>15名以内</u>、<u>監査等委員である</u>取締役は<u>5名以内</u>とする。</p> <p>第20条（選任） 取締役は、<u>監査等委員でない</u>取締役と<u>監査等委員である</u>取締役を区分して、株主総会において選任する。</p> <p>②（現行どおり） ③（現行どおり） ④当社は、<u>会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である</u>取締役の員数を欠くことになる場合に備えて<u>補欠の監査等委員である</u>取締役を選任することができる。</p> <p>⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議の効力を有する期間は、<u>当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第21条（任期） 監査等委員でない取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（代表取締役） 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第24条（役付取締役） 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 （新設）</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故あるときは、<u>取締役会の決議により、あらかじめ定めた順序により</u>他の取締役がこれに当たる。</p> <p>③<u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の権限） 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか<u>当社の重要な業務の執行を決定する。</u></p>	<p>第22条（代表取締役） 取締役会は、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会の決議により、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他必要な役付取締役</u>を各若干名選定することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 ②<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> ③<u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> ④<u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。</u></p> <p>第25条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>取締役会の定める取締役会規則</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (取締役会の決議の省略)          取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第29条 (報酬等)          取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第31条 (員数)  <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第32条 (選任)  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第26条 (取締役への委任)  <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (取締役会の決議の省略)          取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第29条 (報酬等)          報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>取締役が当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（任期）  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>第34条（常勤監査役）  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>  <u>②監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会の招集通知）  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u>  （新設）</p> <p>第36条（監査役会の権限）  <u>監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役職務の執行に関する重要な事項について協議し、または決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>第37条（監査役会の決議）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除）</p> <p>第31条（常勤の監査等委員）  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>  （削除）</p> <p>第32条（招集手続）  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮することができる。</u>  <u>②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第33条（監査等委員会規則）  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第34条（監査等委員会の決議）  <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第38条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第39条（監査役の実任限定契約）</u>  <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第35条（会計監査人の選任）</u>  <u>会計監査人は株主総会において選任する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第36条（会計監査人の任期）</u>  <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第37条（会計監査人の報酬等）</u>  <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p> <p>第40条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第41条（期末配当）  <u>期末配当は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p> <p>第42条（中間配当）  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p> <p>第38条（現行どおり）</p> <p>第39条（剰余金の配当等の決定機関）  <u>当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第40条（剰余金の配当の基準日）  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第43条（配当金の除斥期間）</p> <p>期末配当金および中間配当金は、その支払開始の時から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第41条（配当金の除斥期間）</p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の時から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">②未払の配当金には、利息を付さない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当社は、<u>第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 監査等委員でない取締役14名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、監査等委員会設置会社に移行するとともに、本株主総会終結の時をもって、当社の現在の取締役全員（13名）の任期は満了いたします。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、監査等委員でない取締役14名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

なお、監査等委員でない取締役候補者の選任については、任意の諮問機関である取締役・執行役員選任協議会において審議し、取締役会において決定しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再任	にし かわ まさ ひろ 西 川 正 洋	代表取締役社長
2	再任	やま もと ふみ はる 山 本 文 治	代表取締役副社長 営業本部・技術本部・グローバル統括本部管掌
3	再任	こ だま しょう そう 児 玉 照 三	専務取締役 管理本部・品質保証本部管掌兼生産本部長
4	再任	ふく おか よし とも 福 岡 美 朝	常務取締役 管理本部長兼ハラスメント相談室長
5	再任	かた おか のぶ かず 片 岡 伸 和	常務取締役 技術本部長
6	再任	にし かわ やす お 西 川 泰 央	取締役 管理本部副本部長 情報システム部担当
7	再任	よね やま しょう いち 米 山 昌 一	取締役 品質保証本部長
8	再任	まる め よし ひろ 丸 目 義 博	取締役 技術本部副本部長 技術開発部・産業資材技術部・金型部担当

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当
9	再任	さ さ き まさ はる 佐々木 賢 治	取締役 営業本部長
10	再任	ない とう まこと 内 藤 真	取締役 管理本部副本部長 購買部・原価企画部担当
11	再任	お がわ ひで き 小 川 秀 樹	取締役 グローバル統括本部長兼グローバル事業推進部長
12	新任	いけ もと みつ ひろ 池 本 充 博	上席執行役員 営業本部副本部長兼中部営業部長兼 名古屋営業所長兼浜松営業所長
13	新任	いわ もと ただ お 岩 本 忠 夫	上席執行役員 生産本部副本部長兼吉田工場長
14	新任	やす いし けい じ 休 石 佳 司	執行役員 管理本部副本部長（コンプライアンス担当）兼 経営企画部長

- (注) 1.各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。  
2.各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1

にし かわ まさ ひろ  
西 川 正 洋

再任

生 年 月 日

昭和23年12月9日生（満68歳）

取締役在任年数

38年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

1,436,284株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年4月 当社入社

昭和54年6月 当社取締役就任

昭和60年3月 当社専務取締役就任

昭和61年10月 当社代表取締役社長就任（現任）

（重要な兼職の状況）

公益財団法人西川記念財団 代表理事

ウツミ屋証券株式会社 社外監査役

## 取締役候補者とした理由

西川正洋氏は、長年にわたり代表取締役として強いリーダーシップで当社の経営を担い、経営者としての豊富な経験に基づき当社の事業を牽引しております。また、創業家出身者としての存在感は、当社の精神的支柱であるとともに、求心力となっております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営全般および更なるグローバル化に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2

やま もと ふみ はる  
山 本 文 治

再任

生 年 月 日

昭和25年2月8日生（満67歳）

取締役在任年数

17年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

22,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年4月 当社入社

平成12年6月 当社取締役就任

平成16年4月 当社専務取締役就任

平成17年4月 当社代表取締役専務就任

平成19年5月 当社代表取締役副社長就任（現任）

（当社における担当）

営業本部・技術本部・グローバル統括本部管掌

（重要な兼職の状況）

西川デザインテクノ株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山本文治氏は、国内外で培った豊富な経験と実績を活かし平成19年5月から代表取締役副社長として当社の経営全般を統括しております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営全般および更なるグローバル化に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3

こ だま しょう 三  
児 玉 照 三

再任

生 年 月 日

昭和24年10月8日生（満67歳）

取締役在任年数

16年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

21,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年4月 当社入社

平成13年6月 当社取締役就任

平成16年6月 当社常務取締役就任

平成19年5月 当社専務取締役就任（現任）

（当社における担当）

管理本部・品質保証本部管掌、生産本部長

（重要な兼職の状況）

株式会社西和物流 代表取締役社長

株式会社西川ビッグオーシャン 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

児玉照三氏は、品質保証部門、経営企画部門、人事部門などの幅広い分野に携わり、経営に対する高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営全般に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4

ふく おか よし とも  
 福 岡 美 朝

再任

生 年 月 日

昭和27年9月5日生（満64歳）

取締役在任年数

13年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

22,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年8月 当社入社

平成15年6月 当社理事

平成16年6月 当社取締役就任

平成24年6月 当社常務取締役就任（現任）

（当社における担当）

管理本部長、ハラスメント相談室長

取締役候補者とした理由

福岡美朝氏は、長年にわたり総務部門、経理部門に携わり、特に法務分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、それらの知見、実務経験を活かし、全ての海外関係会社に経営メンバーとして参画しております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営全般に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5

かた おか のぶ かず  
片 岡 伸 和

再任

生 年 月 日

昭和28年1月14日生（満64歳）

取締役在任年数

9年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

17,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年4月 当社入社

平成20年6月 当社取締役就任

平成24年6月 当社常務取締役就任（現任）

（当社における担当）

技術本部長

取締役候補者とした理由

片岡伸和氏は、国内外で培った豊富な経験と実績を活かし平成24年6月から技術本部長として技術部門を統括しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営全般に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6

にし かわ やす お  
西 川 泰 央

再任

生 年 月 日

昭和30年3月28日生（満62歳）

取締役在任年数

22年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

598,250株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月 当社入社

平成5年6月 当社監査役就任

平成7年6月 当社取締役就任（現任）

（当社における担当）

管理本部副本部長、情報システム部担当

取締役候補者とした理由

西川泰央氏は、海外事業部門、情報システム部門、西川物産株式会社代表取締役社長を経験し、特に情報システム分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

7

よね やま しょう  
米 山 昌  
いち

再任

生 年 月 日

昭和28年8月25日生（満63歳）

取締役在任年数

12年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

18,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月 当社入社

平成15年6月 当社理事

平成17年6月 当社取締役就任（現任）

（当社における担当）

品質保証本部長

取締役候補者とした理由

米山昌一氏は、品質保証部門、原価管理部門、生産部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

8

まる め よし ひろ  
丸 目 義 博

再任

生 年 月 日

昭和30年7月28日生（満61歳）

取締役在任年数

7年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

9,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年4月 当社入社

平成20年7月 当社執行役員

平成22年6月 当社取締役就任（現任）

（当社における担当）

技術本部副本部長、技術開発部・産業資材技術部・金型部担当

取締役候補者とした理由

丸目義博氏は、長年にわたり産業資材事業部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

9

さ さ き まさ はる  
佐々木 賢 治

再任

生 年 月 日

昭和27年1月8日生（満65歳）

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

10,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年4月 当社入社

平成20年7月 当社執行役員

平成24年6月 当社取締役就任（現任）

（当社における担当）

営業本部長

取締役候補者とした理由

佐々木賢治氏は、長年にわたり営業部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

10

ないとう  
内藤

まこと  
真

再任

生年月日

昭和32年12月6日生（満59歳）

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

12,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社

平成20年7月 当社執行役員

平成24年6月 当社取締役就任（現任）

（当社における担当）

管理本部副本部長、購買部・原価企画部担当

取締役候補者とした理由

内藤真氏は、長年にわたり技術部門に携わるとともに、平成27年からは管理本部副本部長として購買部・原価企画部を担当しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

11

お 小 川 秀 樹

再任

生 年 月 日

昭和36年7月30日生（満55歳）

取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

11,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年4月 当社入社

平成20年7月 当社執行役員

平成25年6月 当社取締役就任（現任）

（当社における担当）

グローバル統括本部長、グローバル事業推進部長

（重要な兼職の状況）

上海西川密封件有限公司 董事長

広州西川密封件有限公司 董事長

西川橡胶（上海）有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

小川秀樹氏は、国内で培った見識を踏まえて当社のグローバル展開を推進しており、国内外における豊富な業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った国内外における経験と見識が当社の経営および更なるグローバル化に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

12

いけ 池 もと 本 みつ 充 ひろ 博

新任

生 年 月 日

昭和32年7月25日生（満59歳）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社

平成20年6月 当社執行役員

平成25年6月 当社上席執行役員（現任）

（当社における担当）

営業本部副本部長、中部営業部長、名古屋営業所長、浜松営業所長

取締役候補者とした理由

池本充博氏は、長年にわたり国内外の営業部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

13

いわもとただお  
岩本忠夫

新任

生年月日

昭和34年11月17日生（満57歳）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年4月 当社入社

平成20年6月 当社執行役員

平成25年6月 当社上席執行役員（現任）

（当社における担当）

生産本部副本部長、吉田工場長

取締役候補者とした理由

岩本忠夫氏は、長年にわたり当社および海外子会社の生産部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

14

やす いし けい じ  
休 石 佳 司

新任

生 年 月 日

昭和40年8月2日生（満51歳）

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年4月 当社入社

平成28年6月 当社執行役員（現任）

（当社における担当）

管理本部副本部長（コンプライアンス担当）、経営企画部長

取締役候補者とした理由

休石佳司氏は、長年にわたり総務・経理・法務等の管理部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（3名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当
1	新任	よしの 吉野 毅	監査役（常勤）
2	新任	社外 独立 しらいりゅういちろう 白井龍一郎	監査役
3	新任	社外 独立 おおさこただし 大迫唯志	取締役
4	新任	社外 独立 やまもとじゅんいち 山本順一	取締役
5	新任	社外 独立 くらた おさむ 藏田修	監査役

(注) 1.各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2.各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1

よしの  
吉野たけし  
毅

新任

生 年 月 日

昭和33年10月18日生（満58歳）

監査役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

監査役会への出席状況

14回/14回（100%）

所有する当社の株式数

3,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当社入社

平成21年 6月 当社総務部長

平成25年 4月 当社内部監査室付部長

平成25年 6月 当社常任監査役（常勤）就任（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

吉野毅氏は、当社人事・総務・経理部門を長年にわたり勤められ、コーポレートガバナンスおよび内部統制など管理部門全般に関する知識と見識を有しております。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も候補者がその経歴を通じて培った専門知識や経験が取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、選任をお願いするものであります。

2

 しらい  
 白井 龍一郎  
 りゅういちろう

新任

社外

独立

生年月日

昭和22年6月21日生（満70歳）

監査役在任年数

7年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

15回/17回（88%）

監査役会への出席状況

12回/14回（86%）

所有する当社の株式数

2,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年10月 中国醸造株式会社入社

昭和59年8月 同社代表取締役社長就任

平成21年8月 同社代表取締役会長就任（現任）

平成22年6月 当社監査役就任（現任）

（重要な兼職の状況）

中国醸造株式会社 代表取締役会長

学校法人進徳学園 理事長

株式会社広島東洋カープ 社外取締役

中国放送株式会社 社外監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

白井龍一郎氏は、中国醸造株式会社の代表取締役会長であり、企業経営者として豊富な経験、幅広い知識を有しておられます。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も候補者が有する経験や知識が取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立役員の届出

白井龍一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（36頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

責任限定契約について

当社は白井龍一郎氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、同氏の選任が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

会社の不当な業務執行への対応等

当社は、米国司法省との間で、自動車用シール部品販売の一部に関して米国反トラスト法に違反する行為があったとして司法取引に合意しております。白井龍一郎氏は、日頃から取締役会等において法令等の遵守の視点に立った助言・提言をしており、発覚後においては、コンプライアンスの重要性を更に強調し、法令違反の予防に努めております。

3

おお さこ ただ し  
大 迫 唯 志

新任

社外

独立

生 年 月 日

昭和30年10月6日生（満61歳）

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

所有する当社の株式数

1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年4月 弁護士登録

平成23年7月 弁護士法人広島総合法律事務所入所

平成24年6月 当社監査役就任

平成27年6月 当社取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士

株式会社ヒロテック 社外監査役

ハウコクホールディングス株式会社 社外取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由

大迫唯志氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として高度な専門知識有しておられます。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も候補者が有する法律の専門知識を経営に反映していただくことが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立役員への届出

大迫唯志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（36頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

責任限定契約について

当社は大迫唯志氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、同氏の選任が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

会社の不当な業務執行への対応等

当社は、米国司法省との間で、自動車用シール部品販売の一部に関して米国反トラスト法に違反する行為があったとして司法取引に合意しております。大迫唯志氏は、日頃から取締役会等において法令等の遵守の視点に立った助言・提言をしており、発覚後においては、コンプライアンスの重要性を更に強調し、法令違反の予防に努めております。

## 生年月日

昭和23年4月23日生（満69歳）

## 取締役在任年数

2年（本総会終結時）

## 取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

## 所有する当社の株式数

400株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年4月 東洋工業株式会社（現 マツダ株式会社）入社

平成13年3月 同社技術研究所長就任

平成17年6月 同社監査役（常勤）就任

平成25年6月 同社監査役（常勤）退任

平成26年9月 株式会社ひろしまイノベーション推進機構顧問就任（現任）

平成27年6月 当社取締役就任（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ひろしまイノベーション推進機構 顧問

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

山本順一氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、自動車業界出身者として豊富な経験、幅広い知見を有しておられます。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も候補者がその経歴を通じて培った経験や知見が取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 独立役員の届出

山本順一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（36頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

## 責任限定契約について

当社は山本順一氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、同氏の選任が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

## 会社の不当な業務執行への対応等

当社は、米国司法省との間で、自動車用シール部品販売の一部に関して米国反トラスト法に違反する行為があったとして司法取引に合意しております。山本順一氏は、日頃から取締役会等において法令等の遵守の視点に立った助言・提言をしており、発覚後においては、コンプライアンスの重要性を更に強調し、法令違反の予防に努めております。

5

くら  
た  
藏 田おさむ  
修

新任

社外

独立

生 年 月 日

昭和34年8月27日生（満57歳）

監査役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

17回/17回（100%）

監査役会への出席状況

14回/14回（100%）

所有する当社の株式数

400株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所  
 昭和63年 4月 公認会計士登録  
 平成 5年 4月 税理士登録  
 平成18年 6月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）退所  
 平成22年10月 広島総合公認会計士共同事務所代表（現任）  
 平成23年 1月 広島総合税理士法人代表社員（現任）  
 平成27年 6月 当社監査役就任（現任）

（重要な兼職の状況）

公認会計士、税理士、広島総合公認会計士共同事務所 代表  
 広島総合税理士法人 代表社員

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

藏田修氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、公認会計士および税理士として高度な専門的知識を有しておられます。

監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も候補者が有する会計・税務の専門知識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

## 独立役員への届出

藏田修氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（36頁参照）を満たしており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。

## 責任限定契約について

当社は藏田修氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、同氏の選任が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

## 会社の不当な業務執行への対応等

当社は、米国司法省との間で、自動車用シール部品販売の一部に関して米国反トラスト法に違反する行為があったとして司法取引に合意しております。藏田修氏は、日頃から取締役会等において法令等の遵守の視点に立った助言・提言をしており、発覚後においては、コンプライアンスの重要性を更に強調し、法令違反の予防に努めております。

(ご参考) 社外取締役の独立性基準

当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者。  
※「業務執行者」とは、取締役、執行役および執行役員、ならびにそれらに準ずる者をいいます。
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者。  
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の5%以上の取引先をいいます。
- (3) 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者。
- (4) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）。
- (5) 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者。
- (6) 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）。
- (7) 過去3年間において、上記1から6のいずれかに該当していた者。
- (8) 上記1から7のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族。
- (9) 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）の二親等以内の親族。
- (10) 過去3年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族。
- (11) 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。

#### **第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額につきましては、平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会において、年額350百万円以内とご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、コーポレートガバナンスおよび経営体制の一層の強化、ならびに機動的な報酬政策を可能とするため、年額400百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は13名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は14名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役4名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

## 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成29年5月12日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第3号議案「監査等委員でない取締役14名選任の件」が原案どおりに承認可決された場合に重任予定の取締役11名、および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおりに承認可決された場合に監査等委員である取締役に就任予定の取締役2名、監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間をもとに、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役分については取締役会に、監査役分については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

なお、支給する時期は、各取締役および各監査役が当社の監査等委員でない取締役、および監査等委員である取締役に退任した時といたします。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
にし かわ まさ ひろ 西 川 正 洋	昭和54年6月 当社取締役 昭和60年3月 当社専務取締役 昭和61年10月 当社代表取締役社長 現在に至る
やま もと ふみ はる 山 本 文 治	平成12年6月 当社取締役 平成16年4月 当社専務取締役 平成17年4月 当社代表取締役専務 平成19年5月 当社代表取締役副社長 現在に至る
こ だま しょう そう 児 玉 照 三	平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年5月 当社専務取締役 現在に至る
ふく おか よし とも 福 岡 美 朝	平成16年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
かた おか のぶ かず 片 岡 伸 和	平成20年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る
にし かわ やす お 西 川 泰 央	平成7年6月 当社取締役 現在に至る
よね やま しょう いち 米 山 昌 一	平成17年6月 当社取締役 現在に至る
まる め よし ひろ 丸 目 義 博	平成22年6月 当社取締役 現在に至る
さ さ き まさ はる 佐々木 賢 治	平成24年6月 当社取締役 現在に至る
ない どう まこと 内 藤 真	平成24年6月 当社取締役 現在に至る
お がわ ひで き 小 川 秀 樹	平成25年6月 当社取締役 現在に至る
おお さこ ただ し 大 迫 唯 志	平成24年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る
やま もと じゅん いち 山 本 順 一	平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る
よし の たけし 吉 野 毅	平成25年6月 当社常任監査役（常勤） 現在に至る
しら い りゅういちろう 白 井 龍一郎	平成22年6月 当社社外監査役 現在に至る
くら た おさむ 藏 田 修	平成27年6月 当社社外監査役 現在に至る

## 第8号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年6月28日開催の第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、「旧プラン」といいます）、その有効期限は平成29年6月開催予定の第68回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、延長の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。

その結果、平成29年5月12日開催の取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に、旧プランについて一部変更を行った上で、旧プランを継続することを決定いたしましたので、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プランの継続につきましては、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）はいつでも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （「基本方針」）

当社は、「正道」「和」「独創」「安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉、世界の進運に寄与しうるものでなければならぬと考えます。また、当社は、お客様第一に徹し、品質・技術の西川ゴムと社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「たくましい企業」「存在感のある企業」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。現在ある当社を支え形成する有形無形の諸々の財産が当社の企業価値の源泉と認識しておりますし、それらの財産の上に当社の将来が在ると確信しております。当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の企業価値の源泉を理解し、それに立脚した上でさらなる企業成長を目指す必要があると考えます。従いまして、当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是、経営理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならぬ」と考え、これを基本方針として決定しております。

当社は、上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定はいたしません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付を強行するといった動きが一部に見受けられます。こうした大規模な株式の買付の中には、その目的等から見て、発行会社の企業価値および株主共同の利益を毀損しかねない行為も少なからず存在します。

そのような当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する虞のある株式等の大規模買付者は、基本方針に照らし、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え、このような者による大規模買付に対しましては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる取り組みとして以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、前記 I. の基本方針に沿うものと考えております。

### 1. 西川ゴムグループ2020年ビジョン

当社は、平成23年度（2011年度）に西川ゴムグループ2020年ビジョンを策定し、この中で、「私たち西川ゴムグループは、卓越したシール&フォームエンジニアリングから生み出す製品・サービスを通じて、世界中のお客様に『快適』をお届けする企業グループを目指します。」と宣言するとともに、具体的な数値目標として、2020年までに連結売上高1,000億円以上、連結営業利益率10%以上、連結総資産営業利益率（ROA）10%以上を達成することを目指しております。

### 2. 中期基本方針

当社は、平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までの期間を、「助走」（第1フェーズ：平成24年度～平成26年度）、「成長」（第2フェーズ：平成27年度～平成29年度）、「飛躍」（第3フェーズ：平成30年度～平成32年度）のフェーズに分けて中期基本方針を策定しています。

平成29年度は、第3フェーズに向けた重要な経営年度と位置付け、以下の活動を推進しております。

(1) 国内外リスク対応およびコンプライアンス体制の推進とガバナンス強化

- ① リスクおよびコンプライアンスルールの周知・徹底
- ② 本社主導でグループ企業価値向上のための体制を整備・構築する

(2) 売上・利益

- ① 拡大する自動車産業の海外生産に対応しつつ、国内においては、シール部品の売上維持・拡大とグローバルカーの受注を支援する
- ② 西川ゴムグループの国際的な価格競争力の強化を図る

(3) 品質保証

- ① 量産クレームを削減し、顧客満足度を向上させる
- ② グローバルでの品質保証体制を推進する

(4) 人材育成・活用

- ① 働き方の意識改革による社風の改善
  - i 西川ゴムグループの経営における基本姿勢「社是、経営理念、基本行動指針」をより浸透させる
  - ii 働き方改革を推進し、過重労働の解消、就業管理を徹底する
- ② 個の育成と組織としての対応力向上
  - i 事業戦略に合致した組織強化・連携を推進する
  - ii ターゲット層を絞った戦略的な選抜教育を充実させる

(5) 安全衛生

- ① 「安全ルールブック20」の徹底遵守とリスクアセスメントを展開する
- ② 各地区でストレスの少ない職場改善活動を計画的に実施する

(6) 環境

- ① 製造ラインの効率化、徹底した省エネ施策およびそれらの水平展開により、CO2排出量を削減する
- ② 環境に優しい製品と技術開発の推進として、軽量化、樹脂化、マテリアルリサイクルの技術開発を進める

### 3. コーポレートガバナンスについて

当社は、社是、経営理念および基本行動指針“己の立てる所を深く掘れ そこに必ず泉あらん”を基本に、社会の一員として法令、社会規範、企業ルールへの遵守はもとより、企業本来の事業領域を通じて社会に貢献するに留まらず、時代とともに変化する経済・環境・社会問題等にバランスよくアプローチすることで、株主をはじめとするステークホルダーの要求、期待、信頼に応える高い倫理観のある誠実な企業活動を行い、これを役員・従業員一人ひとりが追求し実践することにより、持続的に企業の存在価値を高めていくことをコーポレートガバナンスの基本としております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの強化によって常に効率的で健全な経営を行い、必要な施策を適宜実行することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な増大を図るための重要な課題であると認識しております。そうした取り組みの一環として、当社は、平成27年6月に独立社外取締役を2名選任し、また平成28年5月に指名・報酬に関する諮問委員会を設置する等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。加えて、当社は、本定時株主総会でのご承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。構成員の過半数を独立社外取締役とする監査等委員会を置き、取締役会の監査・監督機能をより強化するとともに、取締役会が重要な業務執行の一部等の決定を取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督の分離を進め、経営に関する意思決定の迅速化を目指します。

当社は、前記の取り組み等を通じて株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

### Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

#### 1. 本プランの目的

本プランには目的が二つあります。当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご正確に判断していただくことを、第一の目的としております。そのために当該大規模買付行為に関し不足する情報を収集し、ご判断いただくための時間を確保します。大規模買付行為に関する提案に関しては、当社の企業価値を向上させる提案も想定されますが、当該提案以上に当社の企業価値を向上させる代替案を当社取締役会が提示できる場合も考えられます。そのために当社の取締役会による代替案策定のための時間を確保します。また、株主の皆様のために、より有利な買付条件を大規模買付者（「大規模買付者」の定義は、Ⅲ. 2をご参照ください）に再提示させるための大規模買付者との交渉を行うことを可能とします。第一の目的のために、以下の2. 項および3. 項で「大規模買付ルール」を定めます。

当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的とします。そのために大規模買付ルールの運用および大規模買付者の行為が大規模買付ルールに抵触した場合の対抗措置を、以下の4. 項および5. 項で定めます。

平成29年3月末日現在において、当社関係者（役員およびその関係者等）により当社の発行済株式総数の18%が保有されておりますが、将来的には資金調達を資本市場において行う可能性があるため、当社関係者の持分比率の希薄化を想定しております。

また、平成29年3月末日現在における当社株主の状況は、別紙1のとおりであります。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます）であります。

注1：特定株主グループとは、当社の株式等（注3を参照ください）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）をいいます。

注2：保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

ただし、本プランでは保有割合を算出する上で除数となる総株数は当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

### （1）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

## (2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます）の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは次のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的な名称、資本構成、財産内容等を含む）
- ②大規模買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
- ③大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容）
- ⑤大規模買付行為により当社および当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提出いただいた必要情報について、当社取締役会は速やかに独立委員会に提供することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様および当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、直接または当社取締役会を通じて、独立委員会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

独立委員会による当該必要情報に関わる追加提出の要求は、必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示いたします。また、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金(円貨)のみとする買付の場合)または90日以内（その他の対価の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合などが挙げられます）、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記5.（1）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、提供された大規模買付情報を適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することも想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記4.(2)のケースのような対抗措置は講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様利益を守るために適切と判断する措置（以下、「対抗措置」といいます）を、後記4.(2)同様に講じることがあります。大規模買付行為が当社企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には次の①から④の類型に該当するケースです。

- ①次に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付である場合
  - i 株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買い取りを要求する行為
  - ii 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
  - iii 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付である場合
- ③当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

④当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす大量買付行為である、と判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様の新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙2に記載のとおりです。

5. 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続が進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会規定を定め、独立委員会を設置することといたします。(独立委員会規定の概要につきましては別紙3に記載のとおりです) 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任します。このたびの本プラン継続にあたっての独立委員会の委員候補者は別紙4のとおりです。

(2) 対抗措置発動の手続

前記4.(1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、前記4.(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合、ならびに前記4.(1)ただし書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容およびその発動の是非について前記3.(3)の取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様へ速やかに開示いたします。

### (3) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様へ判断いただくこともできるものとします。株主意思の確認手続は、大規模買付者が提案する大量買付行為の内容や大規模買付者から提供された本必要情報、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況、株主意思の確認手続に必要なコストなどを勘案した上で、取締役会が株主意思の確認手続を行うことが必要かつ相当であると判断した場合に、行うものとします。また、独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものとします。

当社株主の皆様を意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下、「本株主総会」といいます）による決議によるものとします。取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動するか否かの判断をすることといたします。なお、取締役会は、必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下、「本基準日」といいます）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって本基準日を公告するものとします。

本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしませんが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとしします。

#### (4) 対抗措置発動の停止等について

前記4.(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することにより、対抗措置の停止を行うことができるものとしします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却することとしします。)

このような対抗措置の停止または変更などを行う場合は、速やかに開示いたします。

## 6. 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様が当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向および本プランに基づく当社の開示情報にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として前記4. のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることが決定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続を取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するために格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主または投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申し込みを要することなく新株予約権の割当を受け取ることができ、また当社が割当てた新株予約権の有償取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申し込みや払い込み等の手続は必要となりません。

株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、当社の株主名簿に記載または記録される必要があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途開示いたします。

(4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定しているため、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針であるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、株主の皆様が、割当てられた新株予約権を大規模買付者以外の第三者に譲渡された場合、新株予約権の有償取得の対象とはなりませんので、ご注意ください。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、平成29年6月27日開催予定の第68回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを更新の条件としていますが、その有効期限につきましては、第68回定時株主総会終結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続については、定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合がございます。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本プランは廃止されるものとします。

当社は本プランの継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様へ開示いたします。

## 8. 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

### (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

前記Ⅰ.の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）」の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないというものです。

本プランは、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築いたしました。本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討することで、当社の支配者として相応しい者か否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様へ開示いたします。従いまして、本プランは基本方針に十分沿うものと判断いたします。

### (2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

(3) 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入すること自体は、得てして取締役（会）の保身と受け取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としております。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために独立委員会のシステムを導入しております。

以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断いたします。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。かつ、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容にも適合するものであります。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ.7に記載しているとおり、本プランは、当社取締役会の決議によっても廃止できるものです。取締役会の構成員の過半数を交代させても対抗措置の発動を阻止できないデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は1年となり、また任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制は採用していないため、本プランは、取締役会の構成員を交替することによりその発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以 上

## 当社株主の状況（平成29年3月末日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,343,000株  
 (2) 発行済株式の総数 19,995,387株  
 (3) 株主数 1,712名  
 (4) 1単元の株式数 100株  
 (5) 大株主の状況

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
西川 正洋	1,436	7.18
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,241	6.20
公益財団法人西川記念財団	1,000	5.00
西川ゴム工業取引先持株会	994	4.97
株式会社広島銀行	957	4.78
三井住友信託銀行株式会社	626	3.13
西川 泰央	598	2.99
株式会社山口銀行	544	2.72
西川ゴム工業社員持株会	506	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口）	446	2.23

以上

### 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社株式を除く）1株につき新株予約権1個以上の割合で、新たに払い込みをさせないで新株予約権を割当てるものとする。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあるものとする。
4. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払い込みをなすべき額は1円とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の者から新株予約権を取得し、新株予約権と引き換えに、新株予約権無償割当決議において別途定める当社の普通株式等を対価として交付することができる。  
また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

## 独立委員会規定の概要

### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置されるものとする。

### 2. 構成

- (1) 独立委員会の構成員数は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任するものとする。
- (3) 委員の選定にあたっては、当社の大株主（その役職員を含む）・当社グループ会社の役職員である者または役職員であった者は除外するものとする。

### 3. 任期

各委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会の終了時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

### 4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（本プラン）に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い勧告内容を協議し、その理由を付して取締役会に勧告するものとする。  
独立委員会は、本プランに定める大規模買付者に提供を求める大規模買付情報に関し、当該勧告を行うのに情報が不十分であると判断する場合には、当社取締役会を経由して、大規模買付者に対し追加情報の提供を求めることができるものとする。
- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

### 5. 招集

独立委員会は、これを当社取締役会が招集する。なお、独立委員会の各委員は取締役会による招集とは別に、独立委員会を招集することができるものとする。その場合、独立委員会の招集をかけた委員は、独立委員会を開催する旨を当社取締役に事前に連絡するものとする。

### 6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以上

独立委員会委員候補者の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の当社独立社外取締役4名を予定しております。

白井 龍一郎

[略歴] 昭和49年10月 中国醸造株式会社入社  
昭和51年11月 同社常務取締役就任  
昭和59年8月 同社代表取締役社長就任  
平成21年8月 同社代表取締役会長就任 現在に至る  
平成22年6月 当社監査役就任 現在に至る

大迫 唯志

[略歴] 昭和57年4月 弁護士登録  
平成23年7月 弁護士法人広島総合法律事務所入所 現在に至る  
平成24年6月 当社監査役就任  
平成27年6月 当社取締役就任 現在に至る

山本 順一

[略歴] 昭和48年4月 東洋工業株式会社(現 マツダ株式会社)入社  
平成13年3月 同社技術研究所長就任  
平成17年6月 同社監査役(常勤)就任  
平成25年6月 同社監査役(常勤)退任  
平成26年9月 株式会社ひろしまイノベーション推進機構顧問就任 現在に至る  
平成27年6月 当社取締役就任 現在に至る

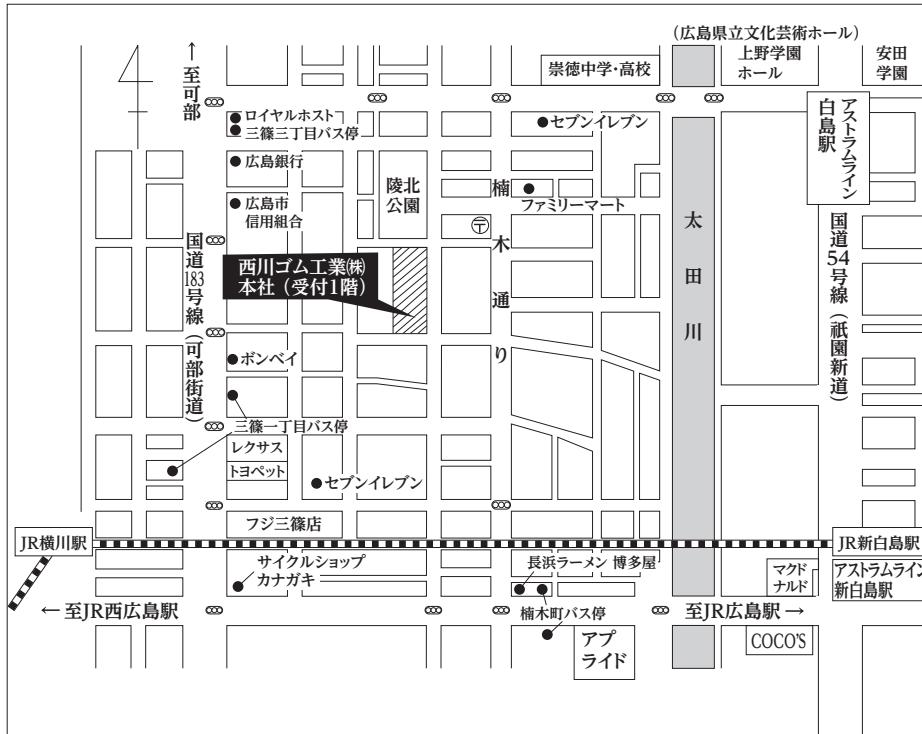
藏田 修

[略歴] 昭和59年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所  
昭和63年4月 公認会計士登録  
平成5年4月 税理士登録  
平成18年6月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)退所  
平成22年10月 広島総合公認会計士共同事務所代表 現在に至る  
平成23年1月 広島総合税理士法人代表社員 現在に至る  
平成27年6月 当社監査役就任 現在に至る

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 ( 広島市西区三篠町二丁目2番8号  
西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室  
電話番号：(082) 237-9371 (代表) )



### 交通のご案内

- ・JR山陽本線 横川駅下車 徒歩10分
- ・国道183号線路線バス 三篠一丁目下車 徒歩3分
- ・広島バス 23号線 楠木町下車 徒歩10分
- ・アストラムライン 白島駅下車 徒歩10分

お願い：当日は午前9時から受付が可能です。弊社駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。